

平成27年第2回睦沢町議会定例会会議録

平成27年6月12日（金）午前9時開会

出席議員（13名）

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	萩野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	中村精一
健康福祉課長	田邊浩一	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課課長兼 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村幸夫	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹 心得	手塚和夫
総務課主幹兼 総務班長	白井住三子	総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊
教育長職務代理者	岡田弘幸	教育課長	鈴木庄一
教育課主幹 （指導主事）	吉野清久	選挙管理委員会 書記	白井住三子
睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介
書 記 中山大輔

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 2号 「国における平成28(2016)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 3号 睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 1号 町道路線の廃止について
- 日程第10 議案第 2号 町道路線の認定について
(議案第1号から議案第2号まで一括議題)
- 日程第11 議案第 3号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)
(町長の提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第 4号 教育長の任命につき同意を求めることについて
(町長の提案説明、採決)
- 日程第13 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発議案第 2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

追加日程第 3 閉会中の継続審査の申し出について

◎開会の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎表彰状の伝達

○議長（市原重光君） ここで皆様にご報告をいたします。

去る6月1日に平成27年度第1回千葉県町村議会議長会定例会が開催され、その席上におきまして自治功労者賞表彰が行われました。

本町の中村義徳議員、岡澤宏一議員が11年以上議員として在職されたことにより受賞され、ここにお預かりをしております。受賞されました両議員におかれましては、誠におめでとうございます。

ただいまから、この場をおかりいたしまして表彰状の伝達を行いたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

中村義徳議員、演壇の前にお進みください。

（表彰状伝達）

○議長（市原重光君） それでは、中村義徳議員からご挨拶をいただきます。

中村義徳議員。

○9番（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、睦沢町議会議員勤続12年として千葉県町村議会議長会から表彰をいただきまして、大変感激しておりますのでございます。

しかしながら、本日を迎えられたということは、先輩議員、同僚議員各位、そして執行部の皆さん方の格別なるご指導とご支援を賜ったものと考えております。今後、本日を契機として睦沢町発展のためにさらなる精進をする覚悟でございますので、皆様方の格別なるご指導を心からお願いを申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（市原重光君） 続きまして、岡澤議員、お願いいたします。

○8番（岡澤宏一君） おはようございます。

改めまして挨拶をさせていただきます。

ただいま、光栄なる表彰を承り、誠にありがとうございます。議員各位はもちろんのこと、職員の皆さん、地域の皆さんのご支援、ご協力のたまものと考えております。これからも自分自身を研さんしながら、町の発展と地域住民の福祉向上のために努力して参りたいと考えます。

今回はありがとうございました。また、感謝を申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原重光君） ご協力ありがとうございました。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成26年12月分から平成27年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長より、本年度新規採用職員の研修として今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があり、これを了承いたしましたので、ご報告いたします。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る5月29日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について9番、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

去る5月29日に、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、平成27年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、一般質問は4名の議員から通告がされており、議案などについては、陳情2件、承認3件、議案4件、報告1件であります。

会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することいたしました。続いて一般質問を行います。その後、承認3件、議案4件、報告1件を予定いたしました。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑が一層深みを増し、水稻も日増しにたくましさを見せる季節を迎えました。議員各位におかれましては、町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

先程自治功労表彰状の伝達がありましたが、中村義徳議員、岡澤宏一両議員につきましては、誠にめでたうございます。今後とも睦沢町発展のため、引き続きご尽力を賜りたいと存じます。

さて、平成27年度の各種事務事業も順調にスタートしておりますが、昨年末、まち・ひと・しごと創生法が公布され、国よりまち・ひと・しごと創生長期ビジョン総合戦略が示されましたことは、議員もご承知のことと存じます。この法に基づき、地方自治体に対しても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定することが求められています。

私は、各自治体は、今までのように横並びの政策によるまちづくりでは、自治体間競争には生き残ることが出来ないと考えておりますと同時に、他市町村に一步でも先んずるような施策展開を進めなくてはならないと考えております。

このようなことから、先般、5月29日、睦沢町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、今後、5カ年の目標、施策の基本的方向性や施策を本年10月末を目標に策定して参りますので、よろしくお願いをいたします。

今期定例会でご審議いただく案件は、専決処分の承認3件、議案では町道路線の廃止と認定2件、一般会計補正予算1件、人事案件1件、繰越明許費繰越計算書の報告でございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

初めに、総務課所管について報告いたします。

去る6月8日付でこども園園長の今井富雄氏から退職の願い出がありましたので、これを受理し、後任に、森172番地1の上田雄二郎氏を町臨時職員として採用し、先般、6月9日に教育委員会から園長辞令を交付いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、総合運動公園に隣接する若者定住型住宅分譲についてご報告いたします。

総合運動公園に隣接する若者定住型住宅の分譲地パークサイドタウンにつきましては、平成26年度予算を繰り越しさせていただき、この4月30日をもって造成工事が完了いたしました。全部で12区画になりますが、本年度は12区画のうち7区画の分譲を行います。

当初は全区画を分譲予定でしたが、若者夫婦等が分譲地を購入した場合の睦沢町分譲地取得補助金制度を活用し、購入額の2分の1を助成するものですが、助成額の2分の1は国の交付金を充てることで当初予算に計上させていただきました。しかしながら、国の交付金が見込みより少なく配分されたため、本年度は国の交付金の範囲内で分譲するものがございます。町財源を充当し販売いたしますと、当初計画していた収支見込みがマイナスになってしまうことから、今回7区画としたものがございます。

また、分譲価格につきましては、区画の配置による格差をつけて販売いたします。1平方メートル当たり2万6,000円から3万8,000円の価格となっております。

なお、残りの5区画につきましては次年度に販売したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

分譲地募集のスケジュールでございますが、5月25日にホームページにアップさせていただいております。また、5月30日には町内及び茂原市へ新聞折り込みがされたところござ

います。7月5日に現地見学会、同15日から申し込みを開始し、9月上旬には購入者を決定する予定でございます。

なお、チラシの作成及び新聞折り込み費用につきましては、睦沢町土木建築事業協同組合が地域貢献の一環として行ったものでございます。

次に、寄附金についてご報告申し上げます。

先般、5月28日に、関東天然瓦斯開発株式会社から地域貢献の名目で300万円の寄附がございました。寄附者の趣旨を尊重し、今後は地域のために活用して参りたいと考えております。

続きまして、地域振興課関係の行政報告をいたします。

睦沢町商工会が発行いたしますプレミアム商品券ですが、健幸睦沢プレミアム商品券として、この6月27日土曜日9時30分から発売が始まります。

先月、広報配布時に各世帯へ申込書つきのチラシの配布をお願いし、7月3日金曜日までの期間で、売り切れ次第販売終了とさせていただきます。販売時間は9時30分から15時まで、町商工会館で販売いたします。内容は、3月の議会の折にご説明させていただいたとおり、1世帯3セットを限定とし、1セット14枚つづりのものが1万円で1万4,000円分の買い物が出来、うち大型店では5,000円分がご使用になれるというものであります。

なお、総数は3,000セットで、のぼり旗、ポスターを掲示している店舗でご利用が出来ます。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり町長から議案の送付があり、これを受理しましたので、報告をいたします。

市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮ですが、報告関係書類の一部訂正と差し替えをお願いいたします。

訂正内容等につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ただいま、町長から報告書の一部差し替えの申し出がありました。内容について説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 差し替えをお願いいたしますものは、事前配付いたしました報告第1号の平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

訂正いたします箇所でございますが、款の列の1行目と2行目、「2総務課」となっておりますが、正しくは「2総務費」の誤りでございます。訂正し、差し替えをお願いいたします。

なお、本日お手元に正しいものを配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 以上のとおり、差し替えをお願いいたします。

漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。1番、田邊明佳議員、2番、田中憲一議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

◎陳情第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、説明、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第4、陳情第2号 「国における平成28(2016)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における平成28(2016)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長(市原重光君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされません。ご了承ください。

◇市原時夫君

○議長(市原重光君) まず最初に、10番、市原時夫議員、どうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿いまして一般質問を行います。

最初に、町民の安全について。

戦後70年平和行政で町民の安全を守ることについてお聞きをしたいと思います。

ご承知のように、地方自治法は、第1条の2、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると、その目的を明記しているわけであります。その大前提は、地方自治体として町民の安全がきちっと確保されているということであると考えます。

この点では、様々なことがあり、交通事故、犯罪、火災、自然災害、公共施設などの対策、対応の充実などあり、この点でも私は安全を求めて参りました。さらに、現代社会では、地球温暖化、大地震、津波、異常気象とともに、貧困格差、原発事故があり、そして、今は戦争という人為的原因による町民の安全が脅かされかねない事態が進んでいるのではないかと、これは、国会論議や憲法学者、弁護士会の見解、そして各種世論調査でも明らかであります。

睦沢町では、千葉県原爆被爆者友愛会からの陳情書の議会採択に伴い、平成7年6月議会で、議会の承認のもとに非核平和都市宣言がなされました。その内容は、ご紹介をいたしますと、ご存じだとは思いますが、世界唯一の原爆被爆国民として、また、先の第二次世界大戦による戦火の上に今日の平和を享受している睦沢町として、我々は再び戦争の惨禍が繰り返されないことを念願する。これは、全世界の人々の共通する願いであると確信すると、議会も行政も一致して非核平和都市宣言がされたわけであります。

今年には戦後70年であります。私は、戦後50年のときにも、戦争体験を記録に残すことなどの提案を行い、また、町民の安全を守る平和への取り組みを求めて参りました。現在、広報への非核平和都市宣言の町の表示がされており、その姿勢を示されております。

私は、戦後70年という節目に、再び戦争の惨禍が繰り返されないというこの町民、行政、議会総意に基づく町の決意と住民の平和への思い、安全を守る自治体の役割からも、非核平和都市宣言の垂れ幕や看板設置を行い、自治体として出来る範囲内ではありますが、平和についての姿勢を示されてはいかがか、また、町民と同じ思いを共有してはいかがかと思うわけで、見解を伺いたいと思うわけであります。

次に、教育・子育て環境充実について伺いたいと思います。

先程も言いましたように、今、地球温暖化は、単なる言葉ではなく具体的な形でこの睦沢

町にもあらわれております。お聞きをしたところ、今年も既に学校では30度を超える日があったとお聞きをします。これは、私たちが子供の時代とは全く違う環境の変化があらわれているということではないでしょうか。また、熱中症対策も報道されております。

子供たちの教育、自然環境をめぐる大きな変化がある中で、私はこれまでも学校へのエアコン設置と環境整備充実を求めて参りました。聞くところによりますと、長生村は、今年度各学校の教室にエアコンを設置するという事も伺っておりますけれども、それはそれでありましょうけれども、町長は、若者定住政策を、先程も行政報告の中でもご説明されましたけれども、この定住政策を優先課題として推進をされておりますけれども、問題は、同時に次の一手をしっかりと打つということではないかと思うわけであります。

町長は、他の自治体との競争原理ということも言っておられますが、私は、そういう視点だけではなくて、お互いに切磋琢磨して地方自治体をよくしていくと、協働も行うという視点からも提案をしているわけですが、定住をしていただくために、子育て環境、教育環境は非常に重要ではないかと。とりあえず来てもらうということは結構でございますが、そこで安定的に若い人たちが、やはり住むのは睦沢町だという視点からも、私は環境整備は大事だと考えているわけであります。

その一つとして、安全という面からも各学校の教室へのエアコン設置を一気に行つてはどうかと思うわけであります。現在の各学校のエアコン設置状況と教室への設置の考え、今後の考えを伺いたいと思います。

また、もう一つの問題でございますが、公共施設の遊具などの点検整備の問題であります。就学前の子供たちを始め町の総合運動公園の活用も、お聞きをしたところ、こうした子供たちにされているという話でありました。町外の長生村の尼ヶ台でしたか、ここもなかなか近いということもあって利用者も多いようであります。防犯上の問題ということもあって、公共の場合は、例えば総合運動公園などは目が結構ありますから、そういう点で安心出来るというのがあるのではないかなというふうには思いますけれども、そういう点で、滑り台やブランコ、ジャングルジム、鉄棒などの安全性を確認した上での遊びと体力づくりに活用出来る設備を充実すべきだと思うわけです。こども園、学校、公園などきちっと整備をすべきではないかと思うわけですが、こども園含め公園などの遊具の整備状況と、それから今後の対応をお聞きしたいというふう思うわけであります。

三つ目でありますけれども、広告による財政確保についてということでもありますけれども、私は、趣旨は、財政という側面よりも地元地域経済の活性化という側面も含んで、町の様々

な材料に広告媒体としての活用を行ってはどうかということでの質問であります。

町の封筒への広告掲載は、一時期、確か実施をされていたようですが、その後、継続的にはされていないようであります。また町のホームページ、これは私も議会のたびごとと言ったらおかしいんですけども、各種議会の中でも具体的な改善提案を要望しております、私はかなり改善をされているというふうに思います。一部ちょっと、具体的に問題意識を持って調べていこうとすると結構混乱するところもあるわけですけども、バナー広告などもされておられます。こうした一環として、封筒への広告活用など積極的に推進をしようかという思いでございますが、考えをお聞きしたいというふうに思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

初めに町民の安全についてですが、日本国憲法の立場で二度と戦争をせず、町民の安全を守ること、非核平和都市宣言の町として垂れ幕、看板設置を行ってはどうかというご質問でございますけれども、本町における非核平和都市宣言につきましては、先程お話のありましたとおり、平成7年第2回定例会において承認されたものであり、平和を願う気持ちは私も全く同じであります。

本年は戦後70年の節目の年であることから、町は、今月の6日から9月6日まで、資料館におきまして「終結70年 房総半島の第二次世界大戦」という企画展を開催しております。非核平和宣言都市として、核兵器の脅威と平和のとうとさを後世に引き継いでいくことが重要であると考え、これまで広報紙を通して、非核平和宣言都市の周知や睦沢町民の戦争体験として、折に触れ史実の掲載を行って参りました。

議員ご質問の垂れ幕や看板設置につきましては、現在のところ考えておりませんが、今後も啓発活動につながる施策を検討し、充実に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、教育・子育て環境充実についてのご質問のうち、公共施設の遊具など点検整備につきまして、町内の公園遊具の点検状況、現況に関してお答えをいたします。

現在、地域振興課が所管する遊具は、中央団地内公園に5台、長者住宅団地内公園に2台の計2箇所7台、また、健康福祉課が所管する遊具は、妙楽寺区民センターに4台、長楽寺区民センターに4台、大谷木区民センターに1台、小滝青年館に2台の計4箇所11台です。それぞれの遊具については、担当職員が定期的に近接目視点検、打音検査、触診により点検

し、危険な状態等を発見した場合には補修をしております。今後も引き続き遊具の安全管理に努める所存でございます。

なお、各学校へのエアコン設置及び教育現場における遊具などの点検整備につきましては、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきます。

次に、広告による財政確保について、町の封筒などへの広告掲載による財政確保の考えはというご質問にお答えいたします。

現在、睦沢町ホームページ上では、バナー広告の募集をし、5枠の掲載がございます。封筒につきましては、先程議員からもありましたとおり、町が使用する封筒の裏面に民間企業等の広告を掲載して作成し、町へ提供していただくことにより、地域経済の振興及び行政コストの削減を図ることを目的として、睦沢町事務用共通封筒広告掲載要領を作成し、平成24年12月1日に施行しております。

町のホームページや広報むつぎわで広告掲載を募集したところ、平成24年度には、茨城グリーン開発株式会社、デスターゴルフクラブより角形2号の封筒3,000枚、平成25年度には、株式会社房総カントリークラブより、同じく角形2号の封筒3,000枚を提供していただきました。

また、最近では、行政報告でも申し上げましたが、若者定住型住宅分譲地パークサイドタウン購入者募集のチラシ作成、新聞折り込みにつきまして、睦沢町土木建築事業協同組合が地域貢献の一環として、費用をご負担いただき実施させていただいております。

今後も、ホームページ及び広報により広告主を公募していきたいと考えますので、よろしくご理解をお願いいたします。

私のほうから以上です。

○議長（市原重光君） 岡田教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（岡田弘幸君） 教育長職務代理者の岡田弘幸です。教育委員会関係についてお答えいたします。

市原時夫議員の教育・子育て環境充実についての質問のうち、初めに各学校へのエアコンの設置についてお答えいたします。

年々猛暑の傾向が強まり、夏季休業の期間以外でも高温になることもあり、児童・生徒の学習環境や熱中症の対策としては、エアコンの設置も対策の一つとして必要と考えます。

先般、文部科学省が公表しました設置状況では、全国の公立小・中学校の普通及び特別教室の設置率は29.9%、幼稚園では41.3%、千葉県の小・中学校では23.9%、幼稚園では45%

でした。

本町では、小・中学校では保健室、図書室、パソコン室、職員室、会議室などに設置しており、状況に応じての活用を図っておりますが、各教室の設置はしておりません。こども園においては、全ての保育室と遊戯室、図書室、子育て支援室、一時保育室、職員室などに設置しています。今後は各学校の整備計画を踏まえて検討して参ります。

次に、遊具の点検整備についてですが、子供たちは、遊びを通じて集団の中で身体や精神、社会的な面を成長させ、自らの創造性や主体性を向上させる多様な機会を提供するものであります。このことから、こども園や小学校においては、安全で楽しく遊ぶため、遊具の安全点検を、学校保健安全法に基づく毎学期ごとの点検に加え、日常や使用時にも観察、状況把握に努めており、異常がある場合は直ちに使用中止などの措置を講じております。

今年度は、こども園のネットクライム、滑り台の修理、土睦小学校ののぼり棒の固定化などの安全対策を既に進めているところであります。

また、年齢や能力に適さない遊具の使用や服装のあり方、持ち物を持ったままの使用など、遊具の不適切な使用方法による危険性についても、教育、指導の機会を提供し、学校や保護者を始め、地域との連携により事故防止に努めて参ります。

よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） では再質問を行います。

最初に、平和行政の問題についてお聞きをしたいというふうに思うわけであります。

この間の町の様々な平和行政、それからそうしたことへの協力などについては、私は評価をしているつもりであります。

睦沢村史で見えますと、戦争で亡くなられた方は300人を超えていますね。一つずつ数えたんですけれども、大変な数の方が亡くなられていると。沖縄で亡くなられている方も何人かいらっしゃいましたけれども、かなりの数が、例えばフィリピンのミンダナオ島だとか南方のほうで亡くなっている。色々調べましたけれども、向こうのほうは、戦闘というよりも飢餓、これで亡くなられた方がほとんどだという、大変無謀な侵略戦争をやったわけですが、教育委員会の「睦沢町民の戦争体験」というのが1、2、3、これ以降出ては、かわかりませんが、私、1、2、3を買って読んでいただきました。その中には、例えば、死体の血で赤く染まった飯ごうの飯と。暗いときにご飯を炊いたわけですね、川の水で。それで食べた。朝起きてみたら、それは川の真っ赤な血で実は米がなっていた

というので、大変なショックを受けた方の証言が生々しくされておりまして、私はこれは非常に大事な実体験の書だと、こういうことは二度と起こってはならないというふうに思ったわけでありまして。

もう一つ、日本の戦争においては、やはり大量の被爆者を生み出したということでもあります。いまだにその苦しみを抱えており、核兵器の廃絶、廃棄というのは切実なものであるということを改めて私はこの70年の機会に思ったと。睦沢の広報での記載は非常に重要だというふうに思いますけれども、一宮町の駅をおりると、サーファーの方が駅から歩いて行くところ、ちょうど左側に見える。つまり、若者がどの程度自覚するかどうかは別としても、私はいい場所に非核平和都市宣言のやつがあるなというふうに思っているわけです。

それで、せめて原爆が落とされた8月とか、今年中とか、本当は継続的にやってもらいたいと思うんですけども、その時期だけでも、もう一回考えようじゃないかという視点で、こうした看板とか垂れ幕とかそんな表示を、例えば役場のところの片隅でもいいですけども、やってはいかがかなと。つまり、70年という時期にもう一度、色々な立場はあるかもしれませんが、戦争は嫌だという思い、核兵器はもうやめて欲しいという思いを、その時期だけでも、私は、何らかの形で町民と共有をしてはいかがかなと。それが非核平和都市宣言の気持ちでありますし、どうかなというふうに思ったので、再度お聞きをしたいと思えます。

それから、教育・子育て環境の充実についてお聞きをしたいというふうに思います。

前教育長、突然亡くなりまして本当に私も残念であります。そんな中で、突然、代理ということで、すみません、質問をさせていただいて、お答えいただきありがとうございます。

再度お聞きをしたいというふうに思いますので、ご本人でなくても課長でも結構だと思うんですが、細かいところでお聞きをしたいと思いますが、この質問を出した後に、町のほうから睦沢町子ども・子育て支援事業計画というのが出されまして、私の考えていたのは間違いではなかったなというふうに思ったわけですけども、これによりますと、就学前のお子さんのいる保護者の方のニーズ調査というのが行われているわけでありまして。母親の3割がフルタイム就労だと。それから6割は就労されていると。就労されていない方の半数以上は就労意欲をお持ちであるということですから、つまり20代、30代の就業率が高く、圧倒的な方は働いているか、とにかく働きたいと。だから、そういう条件整備の土台がはっきりこの中で述べられているわけでありまして。これは切実だなと思いました。

私は、積極面としては、女性が社会進出するという、そういう側面をあらわしているのと

もに、もう一方ではせっぱ詰まった問題、雇用悪化、増税、福祉削減などの経済不安、これが教育、どう子育てをするかという、含めた経済不安が反映をしているんだというふうに思うわけでありませう。

その実態として、これはなかなかいい資料ですよ。こども園の入所数、学童保育の児童数が増加をしております。かなり増加しております。要望というところを見ましたら、1番が医療体制の充実を求める方が6割以上でした。2番目が遊び場の充実と、2番目に入っているんですね。これが46.2%。それから、子育てへの経済的支援の充実40.8%。今度、補正予算で、乳幼児の方への色々なものをお配りするというのがあったんですが、それは今の状況に合っているなというふうに思いましたけれども、というふうになっているんです。

それで、子育てへの経済的支援の充実というのが前は25.5%だったんです。最高の伸びですね。だから、いかに今の状況が、経済を含めて子育てにとっては非常にやりにくい時代なんだなというふうなことを感じたわけでありませう。乳幼児の遊び場、公園や児童館などの整備が、前回調査と比してこれも大幅に増加しているというふうに、この結論の中で述べているわけでありませう。つまり、経済的支援と遊び場の整備の伸びが断トツに大きいということがわかります。自由意見の中では、公園の遊具の整備というふうにはっきりと述べられていることもこの中に出ております。

これはなぜかということなんですが、私の思いでは、一時期、全国的に遊具が劣化して事故が多発しましたよね。それで、睦沢町だけではないんですけれども、各地で、整備して作り直すんじゃなくて、もうやめてしまうというので、どんどん遊具を減らしてしまったということがあって、なかなか子供たちが自由に遊べるというような遊具の整備が進んでいない。今ちょっと答弁があったように、そういう意味では非常に少ない。もちろん危ないものは駄目ですけども、そういう意味で、増設とか含めてやっぱりやる必要があるのかなと。そういうことが切実な声としてあるんだと。遊具が不足しているというふうに考えるべきでしょう、公園の遊具の整備ということをはっきり言っていますから。そういう事態だということ、やっぱり私が色々なご意見を聞いてやっていたのが一致しているなというふうに思ったんです。

それで、先程も言いましたけれども、同時変更的に、町長の現在やっている定住住宅計画とともに、やはりこの面では他の自治体と横並びではなくて、いいところはとりますから、充実していただきたいなというふうに思うわけなんです。せっかく一手打っているわけですから、次にこうした点で充実をされてはいかげんかなということ、教育委員会のほうは財政

ありませんから、町のほうでこうした点はやってもらいたいなというふうに思うわけです。

町長、ご存じのように、住民の意識が変わりました。一時期は、地方消滅ということで全国がなくなると。これは地方だけではない、東京も、何区でしたかなくなる話で、単なる数字をずっとやっただけの、つまり、20年後に子供を産むような年齢の女性がどの位になるかというような単純な計算でやったということでありまして、今は子育て環境がいいところ、住みよいところという傾向が増えておりまして、それが町の施策と合ったというふうに思います。ということでありまして、そういうようなものに振り回されるのではなくて、思い切って、身近な若い方の子育てに最適な町を目指すという点で、こうした整備を進めてはいかかなというふうに思うわけなのであります。

それで、もう一つのエアコンの整備の問題で、必要性はお認めになりました。だけど今はやらないみたいな、検討してもらいたいなというふうに思うんですけども、これはちょっと聞いた話ですが、長生村はリースか何か言っていましたよね。ですから、そんなに一気にそろえてもばく大な金額がかかるものではありません。睦沢町は、とにかく子育てという点では、これまで全国に誇るようなことをやってきました。自校方式の問題は私もまずいなと思っているんですが、町長と見解が違いますが、それはそれとして、こうした環境という点でもうちょっと前進的に考えられないものかな、思い切って出来ないものかなというふうに思いますので、この点はお聞きをしたいと思います。

それから、一つ忘れまして。先程、こども園の点で安全対策を進めているということ、これは、つまりなくしてしまうということではありませんよね。使えるようにするということが、それだけ確認。あれは子供の総合的な体力をつけるには非常にいい、網ですから、安全性も他のものよりも高いというふうに思うので、この辺はちょっとお聞きをしたいなというふうに思うんです。

それから、もう一つの広告の問題ですけども、これはやっぱりなかなか難しいのでしょうかね。この前、御宿のほうのことを聞きましたけれども、やっぱり観光地ということもあって、あそこは継続的にやれているということでありまして、地元地域経済をどう循環的にやるかと、それから地元の業者含めて、私はこれまでもリフォーム助成問題も取り上げてきましたけれども、そうした視点からもこういうものは積極的に取り組んではいかかなと思いますので、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、再度の質問についてお答えをしたいと思います。

まず最初の戦後70年平和行政の関係でございますが、それこそ議員のおっしゃるとおりだと、この70周年は節目の年ということで、先程も言いましたけれども、企画展等もやるわけでございますが、今後も啓発活動につながる施策を検討し、展開していきたいというふうに申し上げましたが、例えば、ホームページに非核平和都市宣言の町というものを掲載したり、あるいは今ある公民館図書室に平和関連図書コーナーの設置を行うとか、先程、議員に見せていただきました過去に作成しました睦沢町民の戦争体験、これは素晴らしいものだと思うんです。ここら辺の活用を考えて進めて参りたいなというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

次に、教育・子育て環境の充実ということでございますが、まさしく先程議員ご指摘のとおり、私も重々そこら辺は感じております。

それとまた、先程議員がおっしゃらなかった部門でも、例えば、若者定住施策で18戸の住宅を造成いたしました。その後、入居された方々がどんなことを感じているのかというアンケートもさせていただきました。そういった中にもやはり議員ご指摘の事項が入ってございました。これにつきましては、議員皆さんもご承知のとおり、睦沢町の脆弱な税収入の中で、いかにして対応するかということが最大の課題になっているというふうに感じております。そういうことで、また従来手法をとりまして、いかに他からの補助金あるいは交付金等を活用しながら、町のためにしていくかということを十分に検討しながら、前向きに取り組んでいきたいなというふうに考えるところでございます。

最後に、広告による財源確保でございますが、是非私どもも、2社にとどまることなく、引き続きしていただければなというふうに考えております。また、これについても町内業者に限らず他にも当たりながら、こういう形が出来ていけば非常に町としても助かるということで、町だけが助かるのではなくて、企業も広告になったよというふうな形になったらいいのかなと。

今、実はふるさと納税で全国から、去年は2,000件、今年は4,000件目標でやっておりますが、もう既に3,500件を超えているというふうに伺っております。そういったときにお礼の封筒等にするとということになると、睦沢町民だけでなく全国に発信出来るということも考えられると思います。そのような機会を捉えて企業等に働きかけをしながら、充実をしていきたいというふうに思っております。

私のほうから、以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） それでは、遊具の関係で、こども園の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、総体的ですけれども、遊具に関しては、小学校、幼稚園もそうですが、学校の設置基準で、その人数やクラス等によって設置をしなければいけないというふうになっています。先程議員がおっしゃったとおり、何年か前に遊具がちょっと不都合があるということで、撤去したというのがありまして、正直なところ、現在、その数というのは少ないのかなというふうに思っています。

ご存じのとおり、こども園が終わると、保護者の方々がお迎えに来ていただいて、総合運動公園の滑り台のところで、夕方、何十人もの子供たちが遊んでいるという状況がございます。そういうことも考えますと、やはり遊具についての必要性というのは十分、議員がおっしゃったアンケートにもあるとおりのことだというふうに考えております。

今回、ネットクライム等の修理でございますけれども、撤去するということではございません。今あるものを、今、使用禁止にしてございますので直すという状況でございます。またその他、学校のほうでも使わないでというふうな状況になっているものについては、使えるような状況にしていくということでございます。

今後、先程言ったとおり、設置基準、また子供の社会性を高めること、また体力の増強などにも役立つ遊具でございますので、なるべく活用していただけるよう増やしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） エアコン設置の問題ですけれども、これ、財政的に大変なんですか。リースということでやれば、そんなに私はないと思うんです。それで、順番でやると、どこがやった、やらないとなってしまうんだから、やっぱり一気にこういうのはやっても出来るんじゃないかなという気もしますので、そこはちょっと検討して欲しいなというふうに思いました。

それから、今ちょっとお聞きしたんですけれども、総合運動公園の利用の中で、夕方10人位とかというお話もありました。場所的に、確かにこども園は近いということもありますし、公民館、それから、それこそ総合運動公園の中の利用者もあるということも含めれば、あの辺から遊具設置などももうちょっと充実してはいかがか。何か脇のほうにちょこっとあるんだね。でも、そこがおもしろいのかどうかわからないんだけど、結構楽しく遊んでいるという。

学童保育もそうですけれども、同じ年代だけではなくて、年代を超えて集まれる、それからお母さん方が交流出来る。最近はおじいさん、おばあさんの交流もあるかもしれませんが、そういうこともあるということで、そういう意味では、町民同士が色々交流し合う場にもなっているような気もするわけで、その辺も含めて充実をされてはいかかなというふうに思いますので、この辺は是非どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 子育て支援ということにつきましては、先程来から議員おっしゃるとおり、私も非常に有効な手段だなというふうに考えております。そのようなことで、先程も申し上げましたとおり前向きに検討していきたいなど。

また、今、教育課長からもお話がありましたとおり、非常に有効的に使われている場所もあるということでございますので、そういうところから重点的にやっていったらいいのかなというふうに考えますので、またよろしくご指導をお願いいたします。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） 小・中学校のエアコンの関係についてお答えをさせていただきます。

先程議員がおっしゃっていました長生村の関係でございますけれども、27年度予算で、小学校3校に対して10年間のリースでということで、金額は1億円ちょっとなんですけど、予定をしているということでございます。先程、職務代理、町長からのお話があったとおり、町の学校につきましては、今、整備の計画をやっている最中でございますので、そこら辺も考慮しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） これで市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

なお、開会についてはブザーでお知らせをいたします。

(午前10時15分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前10時35分)

◇ 荻野新衛君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

11番、荻野新衛議員、どうぞ。

○11番（荻野新衛君） 行政運営について、一般質問をさせていただきます。

頭をとって即入りますが、今後、地方自治体を取り巻く環境、諸情勢は今まで以上に厳しい行財政運営を強いられることは、はっきりしていると思います。

兵法の一つの中に、「敵を知り己を知れば百戦危うしからず」ということわざがあるのは、皆さんご存じのとおりであります。そういう中、睦沢町とはどういう町なのか、どんな特性、特徴を持っているのか、そういうことをいま一度考えて、これからの行政運営をやっていくべきだろうと、そう思います。そういう中において、町の特性、特徴、また、それを生かした行財政運営を今まで以上にやるべきだろうと思います。長の考えを伺いたいと思います。

次に、本町は今年で合併60周年になります。今回、予算等を点検した中で、60年の事業、計画等がのっていません。60年というのは、人間に当てはめればちょうど還暦でございます。一つの節目でございます。私は、何かの事業というものをやるべきだろうと。ですから、まずその前に、ごめんなさい、考えていくと難しいんですけども、なぜ60年の事業が入っていないのか。また、今言った還暦という節目の年なんだから、私は何かの事業をやるべきだろうと思います。長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 荻野新衛議員の質問にお答えをいたします。

行政運営につきまして、町の特性、特徴は何だと思えるか、また関連して、特性、特徴を利用した行政運営が必要と思うがというご質問でございますが、町の行政運営につきましては、第2次総合計画の後期基本計画により実施しているところでございます。計画策定においては、当然のことながら、町の特性、特徴を捉えた上で、住民のニーズを反映し、策定しております。本町の豊かな自然は、全町民が誇るべきものであり、その自然の根幹であります農業によるまちづくりを継続的に進めるべく、施策を実施計画に基づき行っているところでございます。

また、この住みやすい環境に若者が定住し、人口減少に歯どめをかけるため、若者定住施策の促進や子育てしやすい環境の充実に取り組んでおります。そして、住民が幸せを感じるには何よりも健康でなくてはなりません。これまで取り組んできました健幸長寿のまちづくりを一層促進させることにより、町の特徴として、健幸長寿になれる町と掲げられるよう、まい進して参る所存でございます。議員のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ます。

次に、合併60周年について予算化されていないが、なぜなのか、また関連して、何か行事をすべきと考えるかというご質問でございますが、本町は、町村合併促進法によりまして、昭和30年に土陸村、瑞沢村と長南町の一部が合併し睦沢村が誕生して、60周年を迎える記念すべき年でございます。これは議員おっしゃるとおりでございます。この年月を鑑みますと、睦沢町が今日まで日々進展を続けてくることが出来たのは、先人の方々のたゆまぬ努力と英知によりまして築かれたものと深く感謝をするものでございます。

さて、町はこの間、昭和58年に町制を施行し、平成5年の町制施行10周年を皮切りに、以降5年ごとに記念行事を行い、平成25年に町制施行30周年を迎え、町民とともに町制をお祝いする歴史を重ねて参りました。このような経緯によりまして、本年度、合併に伴う行事的な予算は計上しておりません。

しかしながら、議員のおっしゃるように、合併して60年という還暦の年になるというようなことがございますので、一つの歴史の区切りであるというようなことの中から、今後、広報やホームページを活用いたしまして、町内外に周知を図って参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 私もシンプルな簡略した質問にしたら、町長の答弁も非常にシンプルで、私とすれば、何を言ってももう答弁が出来ているんだから、それを聞いてから再質問しようと思っていました。ちょっとずるいやり方なんでしょうけども、しょうがない。

今、町長から、町の特性ということ、特徴について答弁を求めた、考え方を聞いたんですけども、もう少し睦沢の特性、特徴が出てくるかと思ったら、非常に簡単であると。その中でもまだ、豊かな自然、それが一つ出ただけで、まあよしとするわけですけども、今の町を見ていると、御大日のコンサートとか、やっぱりあれは睦沢の伝統文化を使った中での一つの特性ではないかと。生かしているね。

その中で、人口も少ない、何の特色もないこの睦沢で、豊かな自然ですね、私はこれをもっともっとアピールするべきだろうと。自然をね。農業も、今、非常に水田農業は厳しいところに来ています。だけど、何か知らんけれども、見ていると遅々として進まない。だけど農業者の高齢化はどんどん進んでいくと。早く手を打って、先を見て手を打っていかなければもう駄目だと。これは睦沢だけの問題ではない、日本全体が抱える問題。高齢者はたくさ

ん、これは当分変化しません。でも、若い人たちはどんどん減っていきます。これが日本の特徴だと思います。

そういう中で、行財政を運営する中において、この睦沢が何を発信するのか。基本計画どうの、これも大事かもしれないけれども、難しく、しゃちほこばった考えではなくて、もっと簡単に睦沢の特性を生かした行財政運営をすべきではないのかなということです。

この前、清野議員さんも里山うんぬんいたしましたけれども、やはりこの睦沢における山林の面積、非常に多いです。山と平場の農地ですね、これをどうアピールしていくか。

睦沢が今、話はちょっとずれるんだけど、7チャンネル、テレビ東京、僕はテレビが好きだから、情報をやるのに、テレビから色々なところをとっていますけれども、テレビ東京は素晴らしいです。お金をかけないで、視聴率なり、住民のニーズ、要するに国民のニーズをとっています。体力のないテレビ東京がNHKのまねをしても駄目なんです。

私が思うには、睦沢もちょっと無理しているんじゃないのかなと。やっぱり睦沢は睦沢として、その特性、特徴をきちっと踏まえた中で行財政をやっていくべきではないのかな。僕もあと何回も正式発言が出来ない中で、やっぱり最後のご奉公みたいな形で、方向付け、町長の基本は選択と集中だと。選択が間違っただけでそこに集中したら、私はえらいことになっちゃうと思う。だから、方向付けは常にきちつきちつと、鼻面はその時代時代で、将来を見ながら修正をしていくべきではないのかなと。

そういう中で、私はもうちょっと、町はこの豊かな自然、またたくさんある山林、これをどう生かすか。お金をかけないで色々なものを生かす。NHKみたいに皆さんから視聴料を取って、くさるほどある予算の中で高い芸能人を頼むなら何でも出来るんですよ。だから、私は、テレビ東京のお金をかけないで視聴率をとる、コストをかけないで地元にある適地適作、鈴木主幹は笑っていたけど、にこにこしていたけど、私は、そういうことにもう一回、原点を持っていくべきだろうと思うんです。その辺についていま一度もしあったら、もっと睦沢の特色を出した行財政をやることについて伺いたいと思います。

それから、60年の問題なんですけれども、節目です。町長もそういう形で、これから広報を使ったり何とかと言ったけれども、それだけでは意味がないんです。今回やらなかったのは、僕は重々承知しているんだけど、町制施行30年、正直言って普通以上にお金をかけてやりました。正直言って効果は余りなかったと。けどもそれはそれ。けども、あのとき僕は言いました、後世に残るもの、残せるもの、やっぱりこれを考えるべきだろうと。町民の森なり梅林を作るとか、タイムカプセル、コストがかからなくて出来るんですよ。だか

ら、この60年の節目、町制施行よりも、今、町長が言ったように、昭和30年7月20日、瑞沢村と長南町の一部、昔の東村だと思いますね、これで睦沢村が出来たわけなんだから、町制施行よりも合併60年のほうが大事ということなんです。そんなのもうわかっているわけなんだから、どこにどう予算を突っ込んで、どういうふうにやっていくかということなんです。

僕は色々調べた。御宿町では町民から、どういうことをやったらいいでしょうかという町民参加型、これが睦沢は遅れているんです。全て上が決めてこういって、もうぱぱぱとっちゃう。そうではなくて、やっぱり何かをやるときには町民をどんどん参加させることなんです。行政報告でも町長はプレミアム商品券のことを言ったけれども、私は3月議会で随分反対したけれども、あれはまた9月にやるけれども、睦沢のやり方は間違っているということとを9月にぎっちりやりたいと思うけれども、やっぱり60周年について、コストをかけないで町民が参加する、今の睦沢があるのはこういうことだよと。

例えば、祝日が増えた、今日は祝日で休みでいいわ、だけど国民は何の日かわかっていないんだよ。やっぱりそういうところが、それは国の仕事かもしれないけれども、末端自治体の町としては、60年、なぜこうして睦沢が生まれたかということは、私は、きっちりとやるべきだろうし、何かのことをやるべきだろうと。

もう一つ、行政のいけないのは、式典だ、式典だとやると、必ず表彰をやったり派手なことをやるんです。そんなことをやらなくたっていいんです。例えばこの前言ったように、全世帯からタイムカプセルだと、30年後、50年後の手紙を出してもらおうとか、睦沢に大きな町民の森を作るとか、そういうところにやって、将来に残るもの、そういう考えが私はこれから大事だろうと。例えば、一つ行政運営において、来たお金を使ってしまうだけではないと、どうしたら効果が出るか、私はそこが大事だろうと。

そういう中で、私がこれだけ言ったんだから、町長だってそれを考えて再質問の答弁を考えていると思うから、私が言いつ放しだと駄目なので、一応再質問の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 2回目の質問にお答えをしたいと思います。町の特性、豊かな自然、当然のことでございますが、先程答弁したように総合計画によってやっていますよと。また逆に、これからは総合戦略を立てて、町独自の方向性を出すんだという挨拶もさせていただいたところでございます。ということで、今までは総合計画の中で進んできましたが、これからは総合戦略を10月までに作るというお話をさせていただいております。

そういった中で、睦沢町の特性を出しながら進んで参りたいというふうに思いますので、その点で、議員からも当然、これが出来る前には議会の皆さんに全員協議会という形で、素案の段階で出しながら、また方向性をご協議願いたいというふうに思っておりますので、よろしくご指導願えればというふうに思っております。

次に、合併60周年でございますが、これは考え方も色々あるのかなというふうに思いますが、睦沢町は、先程申し上げましたように、過去に町制施行ということで、村から町になるということにかなり労力をかけて町になったということで、これを町民挙げてお祝いするという形に方針を変えて参りました。ということで、私もこれを踏襲しながら、今後も色々なお祭りだとか行事については、町制施行という形で従来どおりいきたいというふうに考えております。

しかしながら、先程も言いましたように、町の生まれた、当時は村ですが、村の生まれた経緯については、やはり当然周知をしていくべきだろうというふうに考えますので、先程申し上げましたような方法等を取りながら、住民に周知を図って行って、町の誕生の裏付け、あるいはどういう形で町が発展してきたのかということについては、PR、あるいはまた町民にその自覚を持っていただくということは当然にしてあるべきだというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 11番、再々質問をお願いします。

今、町長のほうから再答弁のほうが出てきたんですけれども、やっと今、町が総合戦略だと、10月末だと。遅きに失しているかもしれないが、やらないよりはいいだろうと。他自治体では、そういう方向でシンクタンク的に、どっちにしても非常に厳しい状況というのは、日本の将来、末端自治体が厳しいというのはわかっているんですね。いつも親方日の丸というわけにはいかない。町長はそれで、いつものとおり全協でやりますよと、皆様のご意見を、何回かやってくれた。僕もない知恵で自分なりに色々なことを言ったけれども、もうそれは出来上がっちゃっているんだよね。末席の議員が何を言ったって通らないんですよ、正直言って。もうそれがそのままいっちゃう。ただ、行政側は、やりましたよと、議員の皆様にお示ししましたよと。もう結果が決まっていることを言われたってしょうがない。だからその辺のところを、町長これから、どうせやるんなら、議会の声も聞きたいんだとあれば、固まる前にやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 再々質問にお答えしたいと思います。

総合戦略につきましては、そもそも総合戦略は何のために作っていくのか、どういうことを目指すのかということ、出来ればまた議長さんのお許しをいただきながら、7月ごろ全協を開きながら、その方向性についてお示しをして、方向性を示すということは、まだ素案が出来ていない段階ですので、そのような形で進めたいというふうに今計画をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） これで荻野新衛議員の一般質問を終わります。

◇ 麻 生 安 夫 君

○議長（市原重光君） 次に、3番、麻生安夫議員、どうぞ。

○3番（麻生安夫君） それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

今回は2件についての質問をさせていただきますが、まず一つ目はマイナンバー制度についてですが、既に皆さんお聞きのとおり、日本年金機構の個人情報流出の事件により、マイナンバー制度の件もたびたびニュース、新聞等に取り上げられております。

さて、今年度よりこの制度、いわゆるマイナンバー法が施行されるということですが、個人情報保護法、住民基本台帳法との関連とか目的外利用の制限等、非常に我々にも理解しにくいことだと思いますが、どのように町民に周知させるのかをお伺いしたいということと、日本年金機構の情報よりさらに集積、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと、不正利用等で財産の権利その他の被害を負うのではという、70%ぐらいの人々が懸念するところですが、この辺は町としてどう考えているかをお伺いします。

次に、二つ目でございます。中学校についてであります。

来年度で創立50周年を迎えるそうであります。町長もご存じのとおり、30周年も我々がPTAの役員であって、町から貴重な補助をいただいて、記念式典、記念イベント、記念誌等の発行を行いました。今回、色々な組織で行事を考えているようですが、町としてはどのように考えているかをお伺いしたい。

1回目の質問は以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 麻生安夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバー制度について、どのように町民に周知させるのかというご質問でござ

ございますが、議員もご承知のとおり、今年の10月より全国一斉にマイナンバーの通知がされ、希望する者は、来年1月からマイナンバーカードの交付を受けることが出来るようになります。町民への周知につきましては、本議会の補正予算に計上させていただきましたが、制度についての小冊子を配布させていただき、町民が混乱しないように周知を図って参ります。

次に、個人情報外部に漏えいするのではとか、個人番号の不正利用等で財産その他の被害を負うのではと懸念するが、どうかについてでございますが、個人情報の漏えい、個人番号の不正利用については、法律により目的外利用の禁止、成り済まし防止、番号法が規定しない個人情報の取得の禁止、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会による監視、監督、罰則が規定されていまして、個人情報のアクセス記録を自ら確認出来るようになるなど、国において様々な対策が講じられております。また、システム上、個人情報は一元管理ではなく、従来どおり各行政機関のシステムが保有することになり、情報連携は個人番号を用いず符号を用いるということで、個人番号による情報漏えいを防止するとしていきます。

しかしながら、一方で、年金機構の情報が漏れたということでご心配だということでございますけれども、これにつきましては、今、政府のほうでその対策を練っているところでございます。また、この行方を見守っていきいたいというふうに考えております。

また一方、各申請書類の管理も重要でございますので、今までと同様に漏えいのないよう保管や廃棄について注意して参ります。今後ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、中学校についてのご質問でございますが、睦沢中学校が来年度創立50周年を迎えるに当たり、町はどう考えているかということですので、これにつきまして私からお答えをいたしたいと思います。

睦沢中学校におきましては、昭和42年1月に土睦、瑞沢両中学校の統合により、睦沢村立睦沢中学校として発足し、以後、学力・学習やスポーツ、芸術文化、学校給食等の優秀な成績を残しながら着実に伝統を築いて参りました。

平成8年には創立30周年の記念式典も行われており、来年は創立50周年の節目の年を迎えるということでもあります。私も睦沢中学校の卒業生の一人として感慨深い思いでありますし、今月、中学生の皆さんの前でお話をさせていただく機会を得ましたので、町の取り組みやふるさと睦沢の思いを伝えられればというふうに考えているところでございます。

そして、卒業生や在校生の皆さんの愛着のある学校への思いを形にし、未来に進む糧となればと思い、中学校や保護者の皆さんが色々な計画を思案している内容をお聞きし、町とし

でも支援をして参りたいと考えております。よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 麻生議員。

○3番（麻生安夫君） 2回目の質問をさせていただきますが、まずマイナンバー制度の件につきましても、これは国の施策でありますので、睦沢町の独自の施策ではないので、非常に難しいかなと考えるのですけれども、カードをもし受け取らなかった場合はどのようなのかを教えてくださいと思います。

それと、2番目の中学校の関連でございますけれども、築50年になりますけれども、コンクリートでも劣化が激しいものですが、これについては、先程、エアコン等の設置とかで財政も非常に厳しい中、色々あるでしょうけれども、出来るだけ早急に対応したほうがよいというふうに私は思うんですが、町長はどう考えるかを、よければお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初のマイナンバー、カードの紛失の場合の対応はどうかということですが、こちらにつきましては担当課長からご答弁をさせていただきたいと思います。

次に、中学校、築50年というお話でございますが、実は私、就任以来、私の就任中は、学校問題については結論は出さないで、十分皆さんと一緒に討議をしたいというお話をさせていただきました。

そういった中、先程からも色々出ているように、まち・ひと・しごと創生ということで地方創生の中で、町の課題をどうするかというようなことについて、国の交付金、地方創生の先行事業といいますか、ソフト事業が26年度補正予算に組まれてあって、これがまだ各町村に交付されていない部分があるというふうに伺っております。出来ればそういうところを使って、これは100分の100ということでございますので、出来れば年度内に、学校問題について一つ一つ課題をクリアしていきながら、どういう方向がいいのかということを決めていきたいと。そういう一つ一つの中には、当然、土睦小学校の築後の経年劣化、それから同じように睦沢中の経年劣化、そういうところも当然この中に入ってくるというふうに考えております。

そうしたことをトータルで計数的に出していく、あるいはまた行政としてどのように考えるか、あるいはまた子供たちのことを考え、あるいはまた地域性を考えるという多方面から検討を加えながら、出来れば、先程申し上げましたように、国の交付金等をこれから活用させていただきながら、そういう方向性を今年度中に、住民の皆さんに議論していただくたたき台として作っていただければなというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、ナンバーカードのほうを受け取らなかった場合はどうするのかということですが、こちらにつきましては、希望する方がカードのほうを取得することになります。あと、希望しない方にはカードは交付されないこととなりますので、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 麻生安夫議員。

○3番（麻生安夫君） それはわかるんです。希望した方に来て、希望しなかったら来ないというのはわかるんですけども、カードが来なかった人とカードを受け取った人の違いを教えてくださいたいんです。何かあるんじゃないの。受け取らなかった場合はどうなのか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） カードを受け取った人と受け取らなかった人の差がどうだということですが、こちらのほうは、カードを取得した方については身分証明書のかわりにもなります。あと確定申告書の電子申告等に使えます。受け取らなかった場合は、今のサービスが受けられないということになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 麻生議員。

○3番（麻生安夫君） ありがとうございます。わかったようなわからないような答えでございすが、理解をさせていただきたいと思ひます。

町長の考えが、何事も早急に、また確実に遂行出来て、町民がいつまでも安心・安全に暮らせる町でありますように願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで麻生安夫議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、田邊明佳議員、どうぞ。

○1番（田邊明佳君） それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

まず一つ目、空き家対策について。

前回の定例会で、どこかの報道では全国の空き家率が10%とあったそうですが、総務省のデータでは2013年で13.5%となっております。放置される空き家も目立ち、2013年には管理されず壊れた空き家は105万戸となっております。睦沢町でも空き家が目立ってきており、中でも放置され、保安上好ましくなく、周囲の生活環境へ悪影響を及ぼすと思われる家屋も見られます。

増え続ける空き家対策として、平成27年2月26日に一部施行され、平成27年5月26日に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法ですが、国の基本指針に基づいた本町での取り組み、空き家対策計画の作成等現状を伺いたいと思います。

二つ目、食品表示法について。

平成27年4月1日に施行された食品表示法ですが、経過措置期間は5年とし、省略規定により当面は表示を免除される業者もあるようですが、過去2回にわたり質問をしたものの、施行されてから関係する町民に何の説明もありません。こういった人の健康や食生活に直結した法律は、きちんと誰にでもわかりやすくすべきだと思います。

対象食品、事業者規模によって、栄養表示の義務とならない場合もあるようですが、それもどこまでの範囲か、アレルギー表示もしなくていいのか、5年後はどうなるのか、中小の事業者や直売所等に細々と商品を出している生産者では、はっきりとした情報をつかみづらい面も多いです。内閣府令第10号も749ページと膨大で、一般人にはハードルが高いです。義務とされる利用者がいる、いないにかかわらず、町の商工の振興を図っていく心づもりであるなら、微細な情報も漏らさず周知していくべきではないかと思います。

そもそも町では、新たな道の駅とハードを作ることには熱心でございますが、こういった細かい仕事はさほど関心がないように思います。前回の質問でも、区長や実行組合等で周知を図っているし、意欲のある方は聞きに来ているとの答弁がございましたが、区長や実行組合では専門的なことまでもわからず、片手落ちになる場合が多々あると思われますし、そこでよくわからなかったからといって聞きに行こうにも、まだまだ町民にとって役場は敷居が高く、気軽に聞きに行ける場所ではないと思う人も多いです。また、実際何かを聞きに行っても窓口対応がなっておらず、職員もわからないですと答え、用をなさない事例もあったと

聞きます。

また、私も昨日、窓口対応で大変不愉快な思いを實際いたしました。職員教育についてはまた改めて質問するつもりなので、それはいいですけれども、全体を通して思うことは、町はきちんと住民サービスを提供するつもりがあるのかということです。食品表示法についてまだ説明のない理由と、町で対象となるのはどれ位いるのか、アレルギー表示は消費者の安全にかかわると思いますが、経過措置期間中はしなくていいのか、食品表示法について周知する予定があるのか、伺いたいと思います。

ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策についての本町の取り組み、空き家等対策計画の作成等の現状についてでございますが、この件につきましては、平成27年3月定例議会でも、国の法整備に合わせて本町でも条例を整備する旨の回答をいたしました。この空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要は、おおむね1年以上使用されていない建物またはこれに附属する耕作物及びその敷地、その敷地の立木や土地に定着するものがそのまま放置されることで、倒壊や保安上危険と認められる状態にあり、町が空き家の所有者または相続人を固定資産の情報、住民基本台帳等の内部情報から特定し、必要に応じその建物等を調査した結果、特定空き家に認定し、その所有者等へ適正な管理を促すための助言や指導を行い、改善が見込まれない、意思表示をしないときは、勧告、命令を行い、なお改善の措置が行われない場合は、町が代執行することを可能にしたものでございます。

しかしながら、所有者等の意見は尊重されることから、直ちに問題が解決されないものもあります。適正な管理がされない空き家は増えることが予測され、環境保全、犯罪等の未然防止という観点に立ち、解決しなくてはならない問題として認識をしております。

また、千葉県でも、既に独自の条例を制定している自治体、この法律や実態を踏まえ空き家対策を条例化しようとする自治体が参加し、千葉県すまいづくり協議会空き家等対策検討部会が6月2日に開催され、本町も参加をいたしました。今後は、この部会等から発信される情報も考慮し、早期に条例を制定し、町内の空き家の状況等を調査するための計画をお示し出来るよう準備を進めて参りたいと考えております。

次に、食品表示法について、町として周知徹底しなくてよいのかというご質問にお答えいたします。

平成25年6月28日に公布された食品表示法では、食品衛生法、JAS法、健康増進法の三つの法律のうち、食品の表示に関する規定を統合し、消費者と事業者の双方にわかりやすい表示をすることを目的とし、本年4月1日に施行されました。以前ご質問いただいた際には、所管官庁である消費者庁、県農林水産部安全農業推進課、長生健康福祉センターにおいて、施行前ということもあってそれぞれの対応が定まっていなかったため、町としての対応も出来ない状況でありました。

そこで、今回改めて確認しましたところ、アレルギー表示、栄養成分表示の記載について、本地域では長生健康福祉センターが窓口になるとのことであり、対象は、小規模事業者以外の事業者及び1,000万円以上の売り上げがあり課税対象となる個人には表示義務があるというものでしたが、5年間の経過措置がありますので、その間は旧制度の表示で販売が可能とのことでした。

ご質問のように、道の駅つどいの郷むつぎわなど町内で対象となる事業所等についても、経過措置があるとはいえ、その法の適用を受けることになる事業所等もあることから、今後は国でも事業者や県向けの説明会を予定しているということですので、町としても県の関係機関と連携を図り、講習会を開催するなど、スムーズに移行出来るよう調整を図って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） ありがとうございます。では再質問させていただきます。

空き家対策計画の作成等ですが、第7条で、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」とありますが、これは協議会を立ち上げるとか予定はあるのでしょうか。

それと、現時点での特定空き家等と思われる空き家の把握状況は。

それとあと、特定空き家等に対する措置は、大まかに言うと、調査して助言または指導、勧告、命令、戒告書による通知、代執行となりますけれども、代執行に要した費用が納付されなかった場合、不動産を差し押さえて売却出来ますが、代執行費用を下回る代金だった場合、その費用はどこから出るのか、ちょっとお聞かせください。

あと、食品表示ですけれども、免除される事業者と免除されない事業者があるわけですが、対象となる業者と対象外の業者、どれだけいるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、1,000万円以下の小規模事業者とありますが、これはその事業所の総売上高なのか、加工のみの売り上げなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

また、当分の間は、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者も事業者の省略規定に含むとする経過措置もあるみたいですが、この当分の間とはどれ位なのか、ご存じでしたら教えてください。

これから周知していくという話ですけれども、直売所でも新ルールでの表示では対応出来ない、今どうなっているのかという声も多いんですね。どう対応していけばいいのか、はっきりさせることも必要ではないかと、私は早急にやっていただきたいと思います。

町長は、昔から大きい事業はお得意ですけれども、こういった細かいことも素早く目を向けていただければ、とても素晴らしい町長になると思うのですが、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 後段の食品表示法については、やはりそれに至るまで色々難しい問題があるというようなことから、経過措置として5年後ということが言われておるとしています。そのようなことで、先程申し上げましたとおり、やっと千葉県でも担当する窓口が決まったということでございます。また詳細については担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

なお、最初の空き家対策については、担当主幹のほうからご答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 手塚生活環境・地域整備担当主幹心得。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹心得（手塚和夫君） それでは、命によりお答えをいたします。

まず、第7条の「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」ということのご質問でございますが、現在、先程町長よりご答弁をさせていただいた中にもありましたように、まずは条例の制定を今準備をしているところでございます。

併せて、こちらの空き家等対策計画の作成、当然のことながら、その後といたしまして、協議会の組織を立ち上げることも視野に入れてございますが、昨今、私ども町におきましても、現在、協議会の数を減らしているということもございます。現行の協議会の中でこの協議会が機能出来るものであれば、そのようなことも勘案しながら協議会は立ち上げていくと、

そのような考えでおります。

続きまして、現在、特定空き家等の数について把握をしているかというご質問でございますが、これにつきましては、現在のところ数値的なものの把握はございません。と申しますのが、特定空き家というふうに認定する場合のガイドラインが今国から示されております。それに沿って、ただ単に、今、人が住んでいないから空き家状態であるものを特定空き家として認定出来るかどうかというのは、非常に難しい問題でございます。国がこの法律を定めた背景には、かなり老朽化して廃墟となった状態、その状態が周りに及ぼす影響が非常に出てくる、その辺を何とかしようという部分がありますので、単純に現在人が住んでいない空き家、すぐにでも人が住める状態の空き家等は、特定空き家とはしづらい部分がありますので、今後、これにつきましては、きちっとした町の条例、計画の中で、特定空き家の条件を定めまして、これから調査のほうを進めていきたいと、そのように考えております。

3点目の代執行でございますが、基本的に代執行、これは本当に町としては最終手段になるわけでございますが、代執行にかかわる経費というのは、この建物を所有者もしくは管理している者、これは相続人等も含めた中になります。そのような方たちが特定出来る場合においては、町からその費用として請求をさせていただくというふうに考えておりますが、昨今、所有者はお亡くなりになり、相続人が相続放棄をするケースというのが非常に増えております。その場合、生存する所有者もしくは管理人が存在しない建物等が今後出て参りますので、その辺についてはこれからまた、どのような形で進めていくか町として検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 命によりお答え申し上げます。

田邊議員ご質問の食品表示法の関係でございますけれども、1,000万円以上の売り上げというようなことが基準として示されておりますけれども、これについては総売上というような形で考えているというお答えでございました。

そして、当分の間と、いつまでかというようなご質問がございましたけれども、それにつきましては、現段階ではまだ見通しが立っていないというような回答もいただいております。

そして、小規模事業者の定義というようなことにつきましても、商業、サービス業、そして従業員が5人以下というようなことが基準として示されておまして、町の道の駅つどいの郷むつぎわについては、小規模事業者には当たらないというようなことでもございました。

今後は、町としても、関係する業者、それから方々に十分、把握に努めまして、今後、講習会、そういうものを県の担当のほうとも連携を図りながら、是非早期に行って参りたいというふうに考えておりますので、またご指導を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 空き家は、時間がたてばたつほど持ち主、所有者がわからなくなつてきて、色々問題も起こってくるんじゃないかと思うので、早急にさせていただきたいと思うんですけども、特定空き家等、5月26日にガイドラインが出ましたけれども、その前に、2月に出た法律では、第2条の2、「この法律において、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。」というのが出ているので、ガイドラインが出ていなくても、法律で定義されていたのだから、ある程度の当たりはつけてやっているはずだと私は思うんですけども、あと検討部会が開催された。町も出ましたと言っておりますが、国土交通省の調べでは、昨年10月現在で401自治体が関連する条例を制定しており、うち215自治体が解体や売却を所有者のかわりに措置出来る代執行の規定を盛り込んでいる。既に対策をしている自治体は多いんですね。この町は大して動きもなかったようなんですけれども、おかしいのではと。条例的なものを今定例会で提出しても罰は当たらないかと思うのですが、これから町の負担も増えていきますし、若者定住の建物をばんばん建てると。空き家を増やさない方策、こういうものは何かお考えなのかお聞きしたいです。

また、1か月に一度の清掃など管理をすれば特定空き家等に当たらないと、あらゆるところで言われていますけれども、そういった面で何かお考えはあるんでしょうか。

あと食品表示法ですね。対象業者等を教えてくださいと、何件あるのか教えてくださいと言ったんですが、把握はしていないということよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 再度の質問にお答えをしたいと思います。

この空き家対策でございますが、今、議員おっしゃられたように、新しく若者定住を作つて、一方で空き家が増えてくるということで、ある意味矛盾しているんじゃないかというご質問だと思いますが、実は空き家も非常に有効な手段があるのではないかなというふうに私

は考えています。

というのは、出来れば農家用住宅のほうが好まれるという傾向はあるようでございますが、それにしても今までの睦沢町の例をとりますと、新しく、例えばニュータウンだとか圃団地にあるような住宅でも、都会の人にとっては、睦沢にある、先程も自然がいっぱいだという話でしたが、そういった中にある空き家を、一方では空き家対策事業をやっておりますが、出来ればこれがもっともっと充実して、空き家を、是非自然がいっぱいの睦沢町に来て活用しながら、そこで住んでみたいというふうになれるように、もっともっと誘導していきたいというふうに考えております。

ただ、やっぱりこれには、全国の事例を見てみますと、ただ単に空き家バンクをやったから進むということではなくて、前にもお話を申し上げましたけれども、仏壇をどうするだとか、夏には帰省をしたいんだとか、そういう問題をクリアしてあげる。あるいはまた、町が責任を持って借り上げてしまって、それを町が修繕して貸し付けをするというような積極的な自治体が非常に増えてきているように思っております。また、そういうところについては空き家の解消が非常に進んでいるというふうに私は見ております。そういうことも含めて、今後の対策について、十分な対策をとっていければなというふうに考えているところでございます。

次の食品表示については、担当課長のほうからご答弁させてもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 命によりお答え申し上げます。

対象事業者数、また対象者数ともに、大変申し訳ございませんが、現在のところまだ把握出来ておりません。早期に把握に努めまして、先程申し上げましたけれども、講習会等の実施に向けて開催のほうを努めて参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹心得。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹心得（手塚和夫君） まず、先程議員よりお話のありました他市町村における条例に関してでございますが、本町ではまだこの件に関する条例の制定はございませんが、全国では、特に都心部を中心とした地域においては、既に条例の制定があるところがございます。ただ、今回、国の法律がこれで出来たことによって、それぞれの市町村の条例との整合性、その辺を、大きいところ、既に条例が制定されているとこ

るでは今後検討していくと、そのようなことを伺っております。

また、もう既に2月の段階で話があったんだから、この議会において条例の制定をしているのが当たり前であるということでございますが、これにつきましては、もう少し、若干お時間をいただければと。と申しますのが、特定空き家に指定をしまして、さらに勧告をした場合、税制上の問題にも関係してございます。現在、固定資産税の中で、居住が出来る、いわゆる専用住宅が建っている場合には、固定資産税の土地の優遇税制といたしまして、200平方メートルまでが6分の1、200平方メートルを超える面積については3分の1ということの住宅の特例がございます。ただ、現在朽ち果ててしょうがない状態になっている建物についても、その辺の特例は適用されております。

ただ、これによって特定空き家に指定して勧告をした場合、その特例というのは解除されるということになりますので、当然そういたしますと固定資産税の土地の部分、建物の課税はなくなりますが、土地の部分については、課税が特例がなくなって増えると、そのようなこともございまして、その辺の関連もございまして、もう少しお時間をいただいた中で、きちっとした条例のほうも作っていききたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで1番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会が開催されますので、委員の方は正副議長室にお集まりください。

（午前 11時33分）

（休憩中議会運営委員会開催）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されております。

内容について、9番、中村義徳委員長から報告願います。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 報告いたします。

先程の休憩中に、正副議長室において、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取り扱いについてと、本日、議長へ申し出されました産業建設常任委委員会の閉会中の継続調査の取り扱いについて協議を行いました。

その結果、意見書提出にかかわる発議案2議案と閉会中の継続調査の件を追加日程とし、本日の日程の最後に追加することにいたしました。

よろしくご協力のほどをお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま報告のありました発議案2件と閉会中の継続調査の件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件と閉会中の継続調査の件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定をいたしました。

ここで、追加議事日程、発議案等を配付させます。

（追加議事日程、発議案配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） それでは、会議を続けます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成27年3月31日公布され、同日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法の改正に伴う所要の措置、軽自動車税の見直し、個人住民税における住宅ローン制度の適用期間の延長、ふるさと納税の申告特例についての規定であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、承認第1号のご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は2条立てとなっております、二つの条例を一度に改正する内容となっております。

第1条では、睦沢町税条例の一部を改正するものでありまして、第2条は、昨年6月議会定例会で可決いただきました平成26年度睦沢町条例第7号、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行っております。

それでは、お手数ですが、議案審議資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

改正の主な内容ですが、二重丸で示しております。4項目でございます。

最初の1点目の番号法施行に合わせた法律改正に伴います改正でございます。

規定の書式等におきまして、個人、法人番号等を記載することの改正となりました。施行の日は、番号の利用等に関する法律に掲げる規定の日とされており、政令が出されまして平成28年1月1日とされたところです。

2点目の軽自動車税の見直しですが、附則第16条の改正でございます。

この内容は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得、新車でございます。軽四輪車等で、燃費性能及び排出ガス性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、翌年度に限り税額を75%から25%を軽減する規定でございます。

次に、附則第1条第1項第1号の軽自動車税の増額の時期の変更です。昨年の改正では、平成27年4月1日から二輪車に係る軽自動車税が増額変更になると規定しましたが、消費税の税率の引き上げが延期となったことからこれが1年延期され、平成28年4月1日になりました。この施行の日は公布の日からで、平成27年4月1日から適用させるため、3月31日に専決処分を行い、同日公布をし、施行をさせたところです。

3点目の個人住民税における住宅ローン制度適用期限の改正の関係でございます。

附則第7条の3の2でございまして、適用期限が平成31年6月30日まで1年6か月延長されたことに伴い、適用年度を2年延長する改正をさせていただくものです。

4点目のふるさと納税に関する改正でございます。

附則第9条及び附則第9条の2でございまして、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に拡充されたこと、ふるさと納税ワンストップ特例が創設されたことです。このワンストップ特例の内容ですが、確定申告が不要の方が5箇所以内の自治体にふるさと納税を行った場合には、寄附を受けた自治体が寄附者の住所地の市町村に通知することにより、確定申告をすることなく住民税から必要な控除を受けられるよう改正されたものです。

その他は関係法令の改正に伴う条項等の整備となっております。

以上で、承認第1号、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の主な内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 審議資料の23ページから同じようなところの改正があるんですが、その中で、マイナンバーの問題だと思うんですが、改正のところに、「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」ということで、従来の「氏名又は名称」というところだけの場合も存在するのかなという理解なのですが、基本的には、この番号は赤ちゃんから全ての国民が、つまり意図する、意図しない、申請する、申請しないにかかわらず番号を持つわけでありまして、有しない者というのはどういう意味なんでしょうか。

○議長（市原重光君） 税務住民課長。

○**税務住民課長（中村精一君）** 有しない者ということですがけれども、個人番号と法人番号とありますけれども、法人の中でも、法人については13桁の番号になりますけれども、法人全体が全部番号を持つとは限りません。法人の場合ですと、法人登記をしてある法人が番号が振られることになっております。

個人番号につきましては、住民基本台帳に登録された方が付番されますけれども、中には住所不定、抹消された方とかもいます。そういう方が対象になると思われれます。

○**議長（市原重光君）** 市原時夫議員。

○**10番（市原時夫君）** 住所不定で納税義務者、つまり、住所不定だけど納税義務者という。ちょっと意味がわからないんですけども、そうすると、特定の個人をきちっと番号によって管理するということで、住所がわからなくなれば除外されるということなのか。どういう意味なのか。だって番号は番号で振るんじゃないですか。それが一つ。

それからもう一つは、グリーン化特例ということですか、これは政府も環境ということも言っていますが、一部の自動車工業界の市場のための側面もあるわけですが、一定の環境性能を有する軽四輪車等についてというのは、一般的に個人で自分で車を作る人ってほとんどいないと思いますが、メーカーで作る新車については全て当てはまるというふうに理解してよろしいのかなというのが二つ目。

ついでに三つ目を言っておきます。ふるさと納税のことですがけれども、先程町長のほうからも説明がありましたけれども、現在の状況を見ますと、睦沢町について要望が多いということではいいんですが、一部返礼品の高額化、10万円とかというところも出ているみたいですが、そうしますと、地域に貢献または応援したいという納税者の思いを実現するという制度の趣旨とかい離が生じているのではないかと。つまり、このことが町財政に割合を大きく占めてしまうような、そういうちょっと変形したような形になるような危険性もあるような感じもしますが、睦沢町については、とにかく要望があるんだから、どんどん高額化してしまえというようなことだと、非常に不安定になるというふうに思うんですが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○**議長（市原重光君）** 高橋総務課長。

○**総務課長（高橋正一君）** まず、ふるさと納税の関係についてお答えをさせていただきます。

一部返礼品等々で高額なものが色々話題になっておりますけれども、千葉県内でも何市町村かそういったものが見受けられまして、先般、県のほうから指導を受けております。本町の場合は高額商品は設定してございませんので、適正に処理しているというふうに理解して

おります。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） グリーン化特例のほうでございますけれども、新車の関係ですけれども、国内メーカー8業社ですか、国産車を一応調べましたところ、車名で64車種ございました。その中で、今回このグリーン化特例になるのが41車種でございます。約3分の2ぐらい該当になるかと思われまして。

○議長（市原重光君） もう1点。

中村課長。

○税務住民課長（中村精一君） 先程の個人番号のほうですけれども、こちらの条文のほうを読ませていただくと、「次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出する」ということなので、その番号のない方については、住所、氏名、名称を記入すればいいということです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 個人で、住民票があれば住民票のある方、赤ちゃんからお年寄りまで全部、住民票がない方も実はいるんですね。わかりますか。住民票がない方。要は一定限そこにずっと住んでいない、住民票は置いてあるんだけど住んでいない。現地調査をやって、住民票登録上、抹消することが出来るんです。うちの町村には住んでいませんよと。そういう方が住民票を届け出て設定しなければ、住民票がない方がいるんですね。自分が届け出をしないでそのまま、例えば睦沢町に住所があるんだけど、ずっとどこかへ行ってしまっただけで誰もわからないと。うちのほうの住民票の担当者が現状を調べて、もう何年も住んでいないということが明らかになった場合、抹消出来るんです、職権で。そういう方がいると番号は振られないということがある、可能性があるということで、番号がない者という形になるかと思えます。そういう方があり得るということでございます。よく新聞報道で住所不定とありますね。ああいう方たちは、住民票がないので番号が振れないということになると思えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） しかしここでいうのは、そういう人は、氏名、住所または番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称とならないんじゃないですか。住所もないんだから。つまり、ここの意味は、番号を有しない者はないんだよ。住所も氏名もないということではないの。わざわざ住所、氏名はあるけれども番号はないということは、存在しない

ということじゃないの。そういう矛盾は、私の理解がわからない。そういうことじゃないかな。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 本人が申し出れば、住民票はまた設定してもらえますけれども、その間タイムラグがある場合があるということで、このような表記になっているかと思えます。ですから、先に、私はここに住民票がありますよということで番号を付していただければ、こういうことはないと思いますが、そういう可能性もあるということでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 先程、一般質問を麻生議員がやりまして、また市原議員も質問されておりましたけれども、どうもすっきりしない面がありますので質問させていただきます。

この個人番号の関係、また法人番号につきましては、税条例の改正の中で先行しているわけでございますけれども、法人は国税庁所管ですね。それから、個人については総務省というような所管になるわけでございまして、いずれにしましても、町長は、住基台帳に基づく掲載された者に対して、その者に対する申請によって、来年の1月からこれを公布するという形になっているわけですが、その間につきましては、通知課税によって、この10月に全国民に郵送すると、こういう内容になっております。

そういった面で、この事務等につきましては、いずれにしても法定の国の受託事項というような形で町は位置付けるものと思えますし、また事務上につきましても、各種機構なり団体なり、そういったところに委託という形になるんだというふうに想定されます。

しかしながら、特に個人番号につきましては、町長の責任においてこれは明確になっていくわけでございますので、そういった面を見ますと、導入に係る本町の体制ですね、それから、これに係る各種条例の整備、システム開発、それから色々な職員研修、職員に対する研修、こういったものをやはり一連整理して、これに対してはかかる必要があるというふうに思われますけれども、それに対する、ただ国がやるんだからそれを受けてというようなことじゃなくて、本町の対応として、全面的に責任を持つ町長としての具体的な方向をやはり整備すべきだというふうに思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 具体的な内容については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 10月から全国民に番号の通知のカードが各世帯に送られてきます。その前に、個人情報等がありますので、9月の議会で条例のほうは提案させていただきたいと思います。あと、それに関係する課がございますので、そのほうは職員の研修会等を実施して参りたいと考えております。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○5番（今関澄男君） 是非そういう方向で、遺漏なきようによろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑はございませんか。
(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。
これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成27年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、承認第2号のご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、議案審議資料の41ページをお開き願います。

国民健康保険税につきましては、今回、課税限度額の引き上げと低所得者への軽減措置の拡充が行われたところがございます。

賦課限度額は、平成26年度税制改正においても引き上げられたところですが、平成27年度は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、それぞれ引き上げさせていただきます。これによりまして、年間の限度額全体は81万円から85万円となります。

また、軽減措置の拡充ですけれども、こちらも平成26年度税制改正においても行われたところですが、今回は、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正が行われるもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算式において、被保険者数に乘すべき金額を24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を45万円から47万円に、それぞれ引き上げることとしました。低所得層の軽減措置の拡充を図っております。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） あめとムチみたいなものですけれども、限度額の85万円というのは所得でいうと幾らの方になるんですか。それはどの位の人数がいらっしゃいますか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 限度額を超える世帯ですけれども、平成26年度を基準に概算で出させていただきました。基礎課税額分で16世帯、後期高齢者支援金のほうで25世帯、介護納付金のほうで8世帯という状況でございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 所得の収入は。年間所得。85万円の軽減だけれども、年間の所得は幾ら位だと聞いているんです。

中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 出してなくて申し訳ありません。世帯の中でも被保険者数によっても所得が変わります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） いいです、世帯数がわかったのです。

いずれにしても、結局、国保関係だけで85万円ですよ。それは1億も2億も収入がある方ならいいかもしれませんが、睦沢全体の所得の状況から見て、やはりこれは重いものだというふうに感じております。

それで、もう一方の基礎課税額の算定基準を上げたわけで、住民にとっては、これは町全体としては軽減の流れになるんですか。つまり、プラス分とマイナス分をやると、マイナスになるんですか、プラスになるんですか。

○議長（市原重光君） 中村課長。

○税務住民課長（中村精一君） 限度額のほうの超える分につきまして約620万円ということで、あと軽減に係る部分については1,300万円位でございますので、差し引き大体700万円位減額になるかと思われまます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第8、承認第3号 睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第3号 睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が平成27年3月27日公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改正について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認いただくものであります。

本条例は、重度心身障害者(児)またはその保護者に対し、自己負担分の医療費の助成を目的として定められております。

改正案は、平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたこと、また、準拠している障害者総合支援法施行令の指定自立支援医療等支給認定に係る政令で定める基準額と負担上限月額の特例期間が平成27年3月31日に終了し、今回、さらに3年間延長されることに伴い、本条例の期限を平成30年3月31日までとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） そうしますと、この条例自体は経過措置の延長ということですけども、所得制限を設けた平成19年ですか、所得制限を設けているわけですが、それ以後の重度心身障害者の部分の特例措置については、これは新たに設けるのではなくて、そのまま所得制限として負担を行うということですね。つまり、それ以前の方についての特例措置、医療無料化だと思いますが、それは続けるけれども、それ以後については、新たにきちっと助成をするのではないという理解ですね。つまり差が生じているということですよ。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 今、議員さんのおっしゃるとおりに、平成19年度に所得制限が設けられまして、その施行前に継続して治療を受けていた方についての所得制限の期間を延長するということでもありますので、その後を受けられた方につきましては、所得制限の対象になるということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 考え方ですけども、これは国のそういう制度になっているからなんですが、つまりは、色々制度をいじったわけですけども、所得制限自体に矛盾が生じているので、それ以前の方についてはそのまま3年延長しましょうという、これはこの法律自体の欠陥じゃないんですか。矛盾なんじゃないですか。そういう理解はありますか。それで従来から受けている方については何とか、変な言い方ですけどもなだめておこうみたいな、そういう何かおかしい意図を感じてしまうんですけども、制度自体、私は、もとに戻すのが筋じゃないかなと。そういう矛盾をこういう形で、ねじ曲がった形でやるというのは一体どうなのかと、考え方自体どうなんでしょうね。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これについては、考え方は国の考え方でございますけれども、推測するに当たりまして、制度的に変えていこうと、負担額を設けていこう、しかしながら、従来からその恩恵を受けている分については従前のおり、今度は新規に該当するものからしていくということだというふうに推測するところでございます。国のそういう措置に従って、町もそれに合わせているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 陸沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のおり承認することに賛成の方はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のおり承認されました。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第1号 町道路線の廃止について、日程第10、議案第2号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 町道路線の廃止について、議案第2号 町道路線の認定

について、以上2議案は関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

若者定住型住宅地造成事業パークサイドタウン完成に伴い、町道687及び688号線について廃止し、新たに整備した2路線について認定するものです。

町道1770号線の起点は上之郷字内川田1634番7地先、終点は上之郷字内川田1632番6地先となり、幅員6.0メートルから9.7メートル、延長96.2メートルになります。

町道1771号線の起点は上之郷字内川田1635番2地先、終点は上之郷字内川田1638番1地先となり、幅員2.1メートルから8.7メートル、延長93.2メートルになります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この若者定住の住宅ですけれども、これは事前の問い合わせはどの程度あるんですか。具体的な応募等は先程聞きましたけれども、つまり、出したわけですから、お問い合わせとか何かあると思うんですが。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） パークサイドタウンのチラシを出したということで、問い合わせがどの位あるのかというお話ですけれども、現在、町に問い合わせがあったのは1件となっております。内容について、チラシを見ていただければわかる内容でございますので、現地見学会とか、申込期日が近づいたら、また問い合わせが多くなってくるのかなという気がしております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第1号 町道路線の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第11、議案第3号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第3号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は689万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ34億3,489万4,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

2款1項2目文書広報費については、電波法第73条に基づく検査で定期的実施するものです。このたび総務省関東総合通信局から検査の時期が示されたため、業務委託料を計上いたしました。

6目企画費は、財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業で、上市場区が申請した地域祭礼用品整備費に係る経費及び公益財団法人地域社会振興財団による地域イベン

ト助成事業で睦沢まちなか元気会が申請した事業が採択されたことにより、各財団から町を経由し事業実施団体へ交付するものです。

2項1目税務総務費については、社会保障・税番号制度の施行に伴い、広報用小冊子を作成し、全戸配布をいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費については、地方公共団体が協働して運営する組織である地方公共団体情報システム機構が行う個人番号通知書の作成、発送、個人番号カード取得希望者の申し込み処理、カードの作成業務への負担金を計上いたしました。

4項3目千葉県議会議員選挙費は、長生郡選挙区が無投票であったため、減額いたしました。

3款2項3目母子福祉費については、地方創生基金を活用して、平成27年4月1日現在、町内に住所を有する2歳未満の乳幼児の保護者へ、町内商店等で使用出来る金券を配布し、育児用品購入費用を助成することで、経済的負担の軽減と子育て支援を図ります。

4款1項1目保健衛生総務費については、7月から出産のため特別休暇に入る保健師のかわりに、臨時の保健師1名を採用したく予算を計上いたしました。

4目公害対策費は、平成26年第4回議会定例会において、本町在住の方から、町と株式会社合同資源を相手に上ガス被害損害賠償請求に対する調停の申し立てがあり、また、その弁護士委託料について補正対応させていただき、ご報告いたしました。これまで平成27年1月7日、2月18日と2度の調停は不成立となっており、その後において申立人からの動きはございません。このたびは、依頼した町顧問弁護士と正式な契約を締結するため、上ガス被害損害賠償請求に係る着手金を計上いたしました。

以上の事業実施に伴う財源については、補助金等を活用し、一般財源については繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 生活扶助費、乳幼児の用品支援事業の内容ですけれども、これは具体的な品目で指定しているんですか。どのような仕組みになっているのかなというのが一つと、それから、一般質問でも私は言いましたけれども、こういうふうに今の要望に応え

た内容については、こうした特別な国の制度の時期だけではなくて、金額、この程度だったら継続したらいかがかなというふうに思うんですが、一時的にひょっとやっても本当の効果にはならないというふうに思うんですが、悪いことではありませんが。この二つ、まずお聞きします。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） この商品券につきましては、品目的に紙おむつだとか、お尻ふき、あと哺乳瓶だとか、そういう幼児品に限定させていただきたいと思っております。

あとは、継続等につきましては、この辺はまた今後十分検討してみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 町長、どうですか。この辺はいかがかなと思うので、検討して欲しいと思うので答弁ください。

それから、いわゆるマイナンバーの問題ですが、結局、国から来て、そのまま作成のところを持っていくわけですが、これはちょっと確認をしたいんですが、一体この個人番号はどういう内容が集約されるんですか。何々がそこで集約されるんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 子育て支援の関係の部分につきましては、今回、有効活用させていただいたということでご理解をいただきたいと思いますが、また今後については十分協議を、内部協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 集約をされているということでしょうか。

住所、氏名、生年月日、番号、個人番号でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） カードになると今度は写真も入りますよね。それで、国民健康保険の関係でも使える、年金、雇用保険の関係も入る、それから生活保護も入る、児童手当、税金の申告関係も入る、勤務先、金融機関にも番号を提出することになる。それから、預貯金がそれで掌握出来る、金融資産も掌握出来る、それから身長、体重、腹囲、服薬、こうしたものもどんどんこの中に入っていき、血液検査データまでその中でやれるようになるという、さらにこれが拡充する可能性もあるということで、本人が忘れたような記録まで、ここ

で押さえようとすれば押さえられるようなことになってしまうということで、それで、私はこれが議会でもやられたときに、本当にこれが漏れないと言えるのかということと、それから、先程の一般質問の中でも、漏れないようにしているというふうにあったんですが、実際には日本年金機構個人情報流出をしていたということで、これは漏れないという保証は、私が危惧したとおり、本当にまずい最悪の事態が生じてしまうと。しかもそれが悪意を持って使われる可能性が極めて高いし、そういう電話がかかってきたりもしているという実態の中で、これが本当に役立つと言えるのかと思います。

別に、国民がどうしてもやってくれと言ったものではなくて、調べてみたら、日本経団連の米倉会長が、社会保障の歳出について、徹底的な合理化、効率化を進めるためには必要だというようなことも述べたように、国、それからこうした大企業が、より自らの減税措置、それから国民には増税という流れを広げるものにしなければならないのではないかというふうに考えますが、ただ、この流出問題については、これは大丈夫ですとはとても言えないんじゃないかなと思うんです。

それで、これは国会で問題になったんですが、なぜこういうことが起きたかという、これまでの社会保険庁を解体したわけですが、日本年金機構になって、そこのやる業務を本来委託出来ない違法なところに頼んで、しかも身分保障がされていない人間がその情報を預かっていたと。国なり公務員ですと、そこできちっと保障されてやっているわけですが、こういう機構になってしまったおかげで、全く無責任な人物がそういう重要な情報を取り扱うというような、いわゆる規制緩和ということ、それから民営化という流れがとんでもない方向に出て、いったん出てしまうと二度とこれは、忘れてくれとは言えない、忘れないわけですよ。忘れられないということになってしまうということで、大変な危険性を含んでいるわけですが、この辺、絶対大丈夫と言えるんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご心配のとおりだと思っております。というのは、今、議員がおっしゃられたように、年金機構において情報の流出があったということで、これについては私どもも、末端として取り扱う機関としては非常に危惧をしております。ですから、先程もちよっと申し上げましたけれども、国に万全の対策をとっていただきまして、今ご指摘のあったようなことがないように、きちんとしていただきたいなど。やはり私どもの立場とすると、睦沢町民の個人情報をきちんと守っていく。これが国が言っているように、住民個々もそれが便利に利用出来るという特典を最大限に発揮していただいて、不利な部分については

盤石の体制でやっていってもらいたいと、私どもも願っているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 公害対策なんですけれども、先程町長のほうから説明があったんだけれども、3月にもその話は聞いたんだけれども、一体これは町としてはどういう位置付けになっているのか。発生者と被害者という形になれば、町は訴えられているのかどうなのか、その辺、教えていただきたいんですよ。どうなっているのか。町の立ち位置だよな。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 小滝地区での、本人に言わせますと上ガスの被害で植木が枯れたという申し立てでございます。これについて、合同資源、それから町を相手どった調停ということで、町も相手については関係あると言っていますが、町は、ガスに関して何ら事業をしているわけではありませんので、全く関係ないという申し立てをして、これについては先程報告したとおり不成立。合同資源についても、それについてはそういう問題はないということで、そちらについても成立がなっていない。また、合同資源については、町は、公害の調査とかそういう場面には立ち会いを求めて、例えば農業生産物に被害があった場合等について、町に立ち会いをお願いしていますけれども、そのみであって、町が上ガスをどうのこうのしたということではないということで、両者の言い分が全く対立をしているということで不成立。その後、調停が不成立になった、2回をやったわけですが、調停が不成立であると、通常であると裁判という形になろうかと思いますが、そういう動きは今のところないということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

教育長の任命につきましては、去る4月8日に前教育長、高梨正一氏が逝去したことに伴い、平成27年4月1日から施行されている新たな教育委員会制度に基づき、現在、教育委員の岡田弘幸氏が教育長職務代理を務めております。このため、新しく教育長を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

今井富雄氏は、昭和51年3月に法政大学法学部法律学科並びに昭和52年3月に千葉敬愛短期大学初等教育科をご卒業後、同年4月から教職につき、その後、茂原市教育委員会、千葉県教育庁東上総教育事務所次長を歴任され、平成22年4月に茂原市立茂原小学校長に就任後、平成25年3月で退職されるまでの36年間、教育に対する理念と卓越した指導力で、教育現場及び教育行政にご尽力されました。

町教育行政は、それぞれの教育現場で迅速かつ適切な対応が急務であり、教育全般に精通された方が求められております。教育現場、教育行政ともに豊富な経験をお持ちの今井氏は、温厚誠実なお人柄で、教育に対して大変熱意のある方でございます。教育長の任命に当たり、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議ありということですので、これから質疑を行います。

なお、人事案件でありますので、質疑については、プライバシーに触れるような内容のものに関しては差し控えていただくようお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） この方をどうこう言うつもりはございませんが、この方を任命するに当たっての町長の気持ちを伺いたいと思います。

法律が変わって、教育関係での町長の介入度が高くなるんですけれども、その根本になるのは教育大綱の策定だと思うんですけれども、報道を見ると、今までどおりの方針で進める自治体と、自治体の独自色を出していこうという自治体で分かれるようなんですけれども、法律改正の趣旨からいったら、睦沢町として教育方針を盛り込んで、町長の独自色を出すのが当然かと思います。冒頭の挨拶でも、横並びではいけないと町長もおっしゃっていましたから、そういった面を出していくおつもりはあるのかと思いますけれども、町長は、この町の教育大綱についてどのような内容で作るつもりなのかを伺ってから、判断したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員がおっしゃられるとおり、この4月から教育委員会の制度が変わりました。ということで、従来からの教育長が残っていればその部分、教育長と教育委員長については従来どおりということですが、逝去されたことによりまして、新しい制度に全部移行するという形になります。

そういった中で、今度は首長が総合教育会議に携わるようになって、大分変わってくるといってございますが、いずれにしましても、今現在、睦沢町は教育界が非常に従来とは変わってきて、特に子供の数が減ってくるということで、子供の教育環境をどうするかという非常に重大な山場を迎えているところかなと。それだけではなくて、先程も色々ご質問がありましたように、教育環境、特に建物の耐用年数等も迫っているという時期でございます。

そういった中で、今現在では義務教育の中で、例えばでございますけれども、1学年で2学級以上あったほうがいいですよとか、これについては文科省のほうで色々指針を出してあるわけですが、また、その中の一つとして小中一貫校とか、色々な形で示されております。

これにつきまして、先程もちょっと触れましたけれども、地方創生の関係でこういうことも審議することが可能になってくるのかなと思われるような、そういう事業も交付金事業として出てくるやに伺っております。出来ればそういうところを利用させていただきまして、私とすれば、自分が行政に長く携わってきたものでありますので、今回、教育長については教育界に精通している方をお願いして、それぞれが精通している者同士集まりながら、真に子供の教育、睦沢町にとって何が一番いいのかというものを求めながらやっていきたい。当然、そういった中に、大綱を睦沢町に合った形で作っていきたい。そうすることによって、子供たちにどんな教育を出来るのか、また、最善の教育方法は何かを求めてやっていきたいというふうに考えております。

そのようなことを踏まえて、今回の教育長をお願いするという経緯に至ったわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） 町長は今、教育に精通ということでありましたけれども、今の教育委員の中にも、皆さん教育に精通しているわけで、今の教育委員の中で教育長になる人、適任者はいなかったのか。いないからこういう形になったと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 従来の形ですと、教育委員さんの中から互選で教育長をとということでございますが、今回は、教育委員さんは教育委員さん、教育長は教育長ということで、新たに教育長を選任するという形でございますが、今、議員がおっしゃられたように、教育委員の中から教育長を選んで、新たに教育委員を選んでもいいわけですが、そこら辺はどうかということございましたけれども、それこそよく言われるように、首長もかわって若くなったということで、もっとも若い力を入れていったらどうかということも色々伺っているところでございます。そういったことで、私よりも先輩にはなりますが、やはり教育界にそれぞれの力を発揮出来る人ということで、私の中では最善かなという考えに至ったところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 確認したいんですけども、つまり、町長は、総合教育会議ですか、出席して意見を述べる事が出来るというようなことで、その町長としての意見を反映するという部分があるんですが、教育長は町職員とは違うということをはっきりしてもらいたいんです。町長が全て決めてそれを実行する人ではないと。独自の教育的見識を持って、教育の責任者として携わるということなのですよ。そこを確認しておかないと、職員と同じように手足になってやるものとは違うということだけ確認しておきたい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今回の改正によりまして、今、議員のおっしゃられたとおりでありますが、ただ一方で、首長の責任も大きくなってきたのかなということを十分感じておるところでございます。かといって全責任が首長ということではなくて、今度は教育長は特別職というような形でなってきますので、今までの教育長の特別職と性格が違うという制度になっておりますので、そこら辺は十分認識した上で対応して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第13、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて提出者の説明を求めます。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 発議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。

自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要でございます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第2、発議案第2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 発議案第2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての説明をさせていただきます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っています。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保など課題が山積しております。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるために、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要もございます。地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援などの協力は不可欠であり、充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要もございます。

よって、国における平成28年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別な

ご理解を賜りますようお願い申し上げます、提出者の説明とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の件

○議長（市原重光君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件について議題といたします。

お手元に配付のとおり、産業建設常任委員会委員長から、所管事務等の調査を行いたい旨、通知がありました。併せて、睦沢町議会会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、所管事務の調査について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長から申し出の調査は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(市原重光君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時31分)